

令和7年度（2025年度）天草地域保健医療推進協議会

日時：令和7年（2025年）3月25日（水）

15：30～17：00

会場：天草広域本部 2階 大会議室

次 第

1 挨拶

2 議事

（1）会長・副会長の選出について

（2）第8次熊本県保健医療計画（天草圏域編）の取組状況について

資料1、資料1-2、参考資料

3 報告

救急医療専門部会からの報告

資料2、資料2-2

4 その他

令和7年度(2025年度)天草地域保健医療推進協議会 出席者名簿

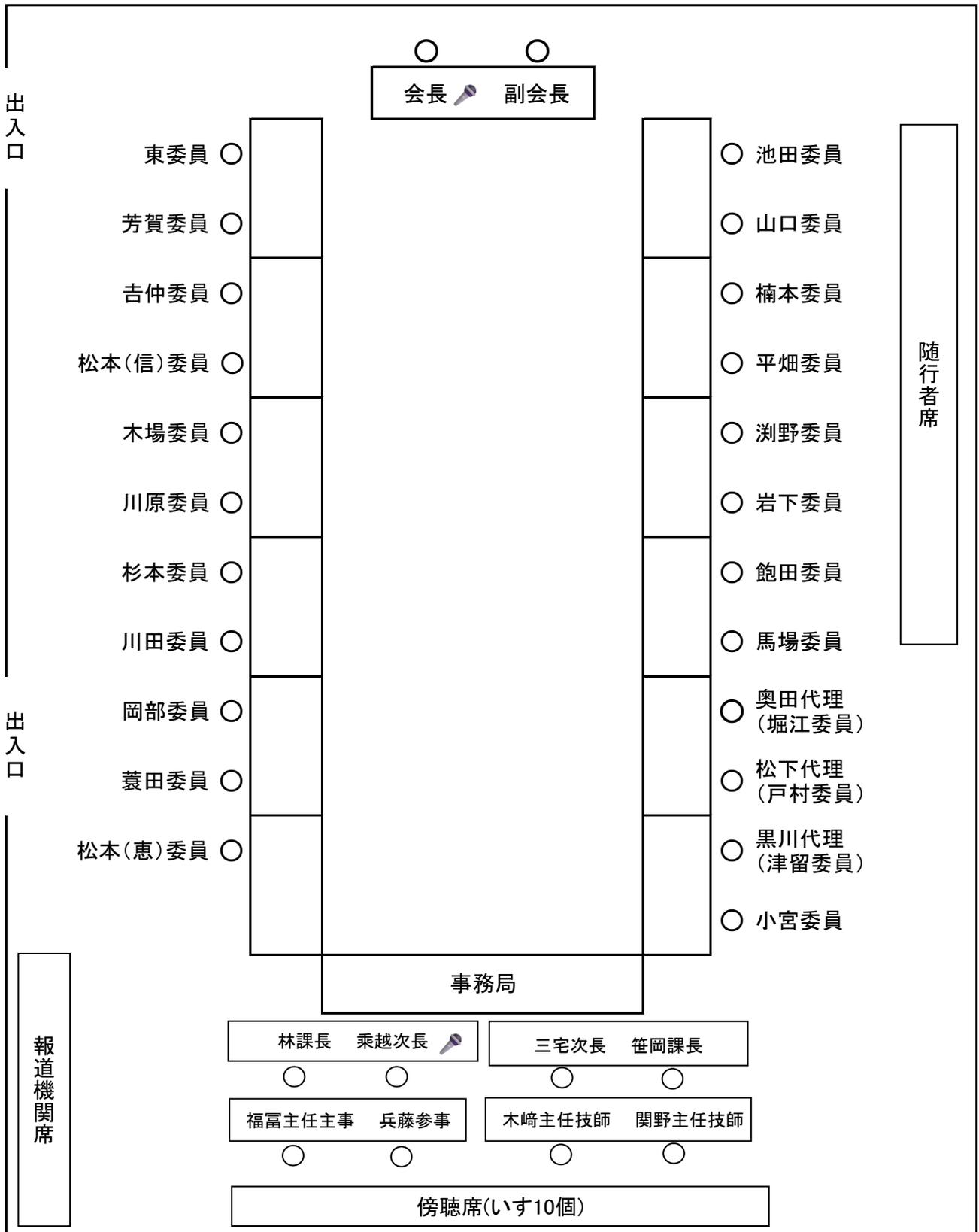
(順不同・敬称略)

所属	役職	委員氏名	出欠及び出席者	
天草都市医師会	会長	東 一成	○	
上天草市立上天草総合病院	院長	脇田 富雄	欠席	
天草中央総合病院	院長	芳賀 克夫	○	
天草地域医療センター	院長	吉仲 一郎	○	
天草都市歯科医師会	会長	松本 信久	○	
天草都市薬剤師会	会長	木場 貴俊	○	
熊本県看護協会天草支部	支部長	川原 京子	○	
熊本県栄養士会天草地域事業部		杉本 真紀	○	
熊本県市町村保健師天草地区協議会	会長	水本 珠紀	欠席	
本渡看護専門学校	副学校長	川田 由美	○	
天草地区特別養護老人ホーム連絡協議会		岡部 真紀子	○	
天草市社会福祉協議会	新和支所長	蓑田 ゆかり	○	
介護支援専門員協会天草支部	支部長	松本 恵	○	
県議会議員		池田 和貴	○	
県議会議員		山口 裕	○	
県議会議員		楠本 千秋	○	
県議会議員		西村 尚武	欠席	
天草食品衛生協会	理事	平畑 佐代子	○	
健康を守る婦人の会天草支部	支部長	淵野 節子	○	
食生活改善推進連絡協議会天草支部	支部長	岩下 和美	○	
天草市民生委員児童委員協議会連合会	理事	飽田 洋子	○	
天草市	市長	馬場 昭治	○	
上天草市	市長	堀江 隆臣	代理	健康づくり推進課 課長 奥田 祥貴
苓北町	町長	山崎 秀典	欠席	
天草広域連合消防本部	消防長	戸村 羊士	代理	警防課 課長 松下 幸一郎
天草教育事務所	所長	津留 優佑	代理	指導主事 黒川 雅弘
天草保健所	所長	小宮 智	○	

事務局名簿

所属	役職	氏名
天草保健所	次長	乗越 裕二
	次長	三宅 あゆみ
	福祉課長	林 洋介
	衛生環境課長	笹岡 奈々
	福祉課(兼総務企画課) 参事	兵藤 聡子
	総務企画課 主任主事	福富 省吾
	総務企画課 主任技師	木崎 朱音
	保健予防課 主任技師	関野 佑介

令和7年度(2025年度)天草地域保健医療推進協議会 席次表



熊本県保健医療推進協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本県保健医療推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 県協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(専門委員会)

第7条 県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域協議会)

第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- (2) 保健医療提供体制に関する事項
 - イ 地域における必要な医療の確保に関する事項
 - ロ 病院開設計画等に関する事項
 - ハ へき地保健医療に関する事項
 - ニ 救急医療に関する事項
 - ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項
- (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- (4) 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項
- (5) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

4 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

(地域協議会の専門部会)

第9条 地域協議会に、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、昭和63年4月26日から施行する。

2 熊本県保健医療対策推進組織設置要項（昭和49年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要項は、平成2年7月13日から施行する。

2 平成2年7月13日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分を有効とする。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成10年6月29日から施行する。

2 改正後の第3条第3項及び第8条第5項の規定は、施行日以後の任期満了に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年11月27日から施行する。

別表（第8条関係）

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本・上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時

場所

議題

傍聴者の定員

傍聴手続

問い合わせ先

その他必要な事項

第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。